

長与町運動部活動地域移行推進計画

令和4年12月23日

長与町教育委員会

1. 生涯スポーツ社会の実現に向けた「地域スポーツ活動」への進化

長与町では、少子化に伴う今般の部活動改革を通じて、学校を含めた地域の中で、中学生世代の運動・スポーツ活動を進化させる。まずは、学校と地域とが協力・連携し、休日の部活動を学校から地域へ移行する。「地域スポーツ活動」は、生徒の豊かなスポーツ活動を実現し、大会に参加することのみに重点を置くことなく、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを目指す。

令和5年度から長与町立中学校の運動部活動すべてを地域へ移行するとともに、令和7年度までを改革推進期間とし、この3か年において、長与町における総合型地域スポーツクラブの充実を図る。将来的には、中学生世代にとらわれない持続可能な地域のスポーツ活動が実施できる環境整備を目指す。

2. 運動部活動の地域移行について

中学校等の部活動を取り巻く状況の変化に伴い、国は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」¹を策定し、方向性の大枠を示している。長与町、長与町立中学校、長与町内のスポーツ団体等においては、本ガイドラインを踏まえて、長与町の実情に合わせて創意工夫を凝らし、生徒や保護者等の理解を得ながら段階的な地域移行を進める。

長与町の「地域スポーツ活動」は、学校と地域とが連携して運動部活動を地域へ移行して実施する休日の活動とし、国が掲げる達成時期よりも早期に長与町立中学校の休日の運動部活動を地域へ完全移行する。また、令和5年度の移行開始から3年後の令和7年度末を目途とする改革推進期間中に、可能な種目から平日の運動部活動も「地域スポーツ活動」への移行準備を開始する。

3. 推進体制

(1) 長与町教育委員会

長与町教育委員会は、長与町運動部活動地域移行推進計画を策定し、改革推進期間中に休日の部活動が円滑に地域移行できるよう体制を整備する。アンケートなどを通じた生徒等のニーズ把握、新たなスポーツ環境の整備方法等に関する検討委員会の開催、「地域スポーツ活動」の受け皿の確保・支援、必要な財源等の確保・支援、長崎県・長与町立中学校・長与町内スポーツ団体等との調整を図る。令和5年度は学校教育課が主管となって学校と連携を図り、教育総務課及び生涯学習課の協力を得ながら円滑な地域移行を推進する。令和6年度以降は生涯学習課が主管となって総合型地域スポーツクラブと連携し、学校教育課及び教育総務課の協力を得ながら地域スポーツ活動の充実を図る。

¹ 令和4年11月にスポーツ及び文化庁が連名で公表したガイドライン（案）

(2) 長与町立中学校

長与中学校、長与第二中学校、高田中学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、長崎県及び長与町の関係部署や地域におけるスポーツ団体等と協力・協働して、主に参加する生徒の情報共有など地域スポーツ環境の整備に取り組む。

各中学校校長は、国・長崎県及び長与町教育委員会が示す方針²に基づき、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が進むよう関係者との連携・協力を図り推進する。生徒が平日の運動部活動と休日の「地域スポーツ活動」に参加しやすい環境となるよう教職員・保護者・生徒に周知を徹底する。

(3) 特定非営利活動法人総合型S C長与スポーツクラブ

長与スポーツクラブは、長与町教育委員会、長与町立中学校及び関係団体と連携・協力し、令和3年度及び令和4年度の長崎県部活動地域移行推進事業の研究事業の成果や課題を生かして、本推進計画の実施に参画する。

(4) 長与町スポーツ協会、長与町スポーツ推進委員等

長与町スポーツ協会や長与町スポーツ推進委員などの関係団体・関係者は、地域の各スポーツの取組の助言・支援を行う。

4. 参加対象者

長与町立中学校生徒を念頭に、「地域スポーツ活動」に参加を希望するすべての生徒とする。当該学校に設置されていない種目への参加も例外としない。

5. 「地域スポーツ活動」の受け皿

改革推進期間における「地域スポーツ活動」の受け皿は、長与町教育委員会及び長与スポーツクラブとする。長与スポーツクラブは、公益財団法人日本スポーツ協会の登録・認証を受けるとともに、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。また、複数種目のスポーツ活動を定期的実施できる事務局体制を整備する。

改革推進期間終了後、受け皿となる長与スポーツクラブは、運営体制の整備や人材の確保など自立して持続可能な運営ができる組織体制となることを目指す。

6. スポーツ種目

「地域スポーツ活動」は、各中学校において平日に実施する運動部活動の種目を基本とし、卓球、サッカー、軟式野球、陸上競技、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、硬式テニス、ソフトテニス、剣道、柔道、弓道を定期的実施する。その他、受け皿は生徒のニーズ調査等を行い、エンジョイスportsや海洋スポーツ、ユニバーサルスポーツなど多様なスポーツイベントの機会を提供する。

² 都道府県は、国のガイドラインに則り、学校部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な学校部活動の取組に関する「部活動の在り方に関する方針」を策定する。

学校の設置者は、国のガイドラインに則り、都道府県の「部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

7. 活動場所

「地域スポーツ活動」の活動場所は、長与町立小中学校の学校体育施設（グラウンド、体育館、テニスコート、武道場等）、長与町立スポーツ施設等とする。長与町教育委員会は、学校施設等の管理運営について検討し、規則等を整備するなど、改革推進期間終了後の長与スポーツクラブの安定的・継続的な運営を促進する。

8. 指導者

「地域スポーツ活動」の指導者は、生徒の安全・健康管理等を確保するため、1種目あたり原則複数名（2名以上）を配置する。指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入を行う。

「地域スポーツ活動」に関する指導方針の共有や関係者との連絡調整が円滑にできるよう、各種目において、メインコーチとなるリーダー1名と連絡担当のサブリーダーを配置する。なお、大学生ボランティアは、各種目の指導者の指導補助を担う。

「地域スポーツ活動」は、教職員にとって専門的な知見や経験を活かす場であるとともに、生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨する様子や、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍する様子を観察することができるなど、これまでの学校部活動の教育的意義を含む活動の場となる。長与町立小中学校に勤務する者で、「地域スポーツ活動」の指導等に携わりたい教職員は所定の兼職兼業の申請を行い長与町教育委員会の許可を得ることとする。

9. 活動時間及び適切な休養日等の設定

(1) 1日の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。平日及び休日の夜間に実施する活動については、「地域スポーツ活動」とみなさない。

(2) 週当たりの休養日

学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（学期中の土日に活動をする種目は、平日は少なくとも2日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。）

(3) 祝日の取扱

祝日は、原則として休養日とする。ただし、中総体前の大型連休については、ガイドラインを遵守しつつ地域や学校の実態を踏まえて活動計画を工夫する。（大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。）

(4) 共通の休養日

第3日曜日は、「家庭の日」による休養日とする。（大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。）また、各学校のテスト期間中及び夏季・年末年始の学校閉庁期間は休養日とする。

(5) オフシーズンの設定

各種目において、祝日及び共通の休養日を除く連続する5日間の休養日を、少なくとも年に1回は設定する。

10. 大会の参加等について

(1) 年間計画の作成

各種目の大会等の参加に関する年間計画を「地域スポーツ活動」の受け皿が作成し、前年度2月末日までにホームページ等により公表する。

(2) 日本中学校体育連盟及び長崎県中学校体育連盟が主催する大会の参加について

中学校体育連盟が定める大会参加規程に基づき参加する。中学校体育連盟が主催する大会に係る参加申込等の手続きは、各学校が行う。

(3) 各競技団体等が主催する大会の参加について

競技団体等が定める大会参加規程に基づき参加する。競技団体が主催する大会に係る参加申込等の手続きは、「地域スポーツ活動」の受け皿が行う。

(4) その他、民間事業者等が開催するスポーツ大会等の参加について

上記(2)、(3)に関連する重要な大会や生徒の日ごろの練習の成果を発揮する貴重な機会となる真に必要な大会の場合に、「地域スポーツ活動」の範囲で参加することとする。ただし、生徒及び保護者の過度な負担となることがないように年間計画に基づく大会を基本とする。

(5) 大会参加の制限について

長与町教育委員会は、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

大会参加にあたっては、国及び長崎県のガイドライン等を遵守するとともに、年間7回を上限とし、月1回程度を目安とする。ただし、中体連が主催する中総体及び新人戦を除く。

11. 「地域スポーツ活動」に係る経費等

(1) 「地域スポーツ活動」の参加に係る費用は、参加者から会費を徴収する。

(2) 長与町教育委員会は、「地域スポーツ活動」の運営に係る経費について予算措置等の財源確保を図り一部を補助又は委託する。

(3) 「地域スポーツ活動」に参加する生徒や保護者、指導者が安心して参加できるようスポーツ安全保険等への加入を推奨し強く促す。

(4) 経済的困窮家庭の生徒が会費負担を理由に「地域スポーツ活動」に参加できないことがないように、適切な措置を講ずる。

12. その他

(1) 国及び県の方針やガイドライン、予算等も鑑み適宜見直しを図り改訂する。

(2) 文化部活動の地域移行に関する推進計画は、今後立ち上げる検討委員会での検討等を踏まえて作成する。